

兵庫県庁ワーク・ライフ・バランス取組宣言

～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくり～

兵庫県庁職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、職務上の責任を果たすとともに、育児・介護や自己啓発などに取り組みやすい職場環境づくりなど多様な働き方を推進する。

1 取組内容

I 超過勤務の縮減

- 取組 1 適切な労働時間の管理
 - ① 超過勤務に関する規則、要綱の制定
 - ② 政策会議での超過勤務実績の公表
 - ③ 各局、県民局・県民センターでの超過勤務計画の進行管理
 - ④ 休日の超過勤務の原則禁止
- 取組 2 仕事の進め方の見直し
 - ① ガイドラインに基づく全課・事務所等でのディスカッションによる超過勤務要因の総点検と改善および個人毎の年間計画の策定
 - ② 管理職等による仕事の進め方の見直し、班・課等の単位による業務の平準化の徹底
 - ③ 他所属等への業務改善提案の実施
- 取組 3 職員の意識改革
 - ① タイムマネジメントに関する研修の強化
 - ② 班・課等の単位による超過勤務縮減の新たな取り組みや成果等に対する表彰制度の実施

II 子育て・介護と仕事の両立支援

- 取組 1 子育てに関する休暇・休業の取得促進
 - ① 出産予定職員に対する所属長等の面談による子育て応援
 - ② 所属長等による「子育てサポートミーティング」の実施（子の出生予定がある男性職員への子育て応援）
 - ③ 手引き・ガイドブックによる各種制度の周知
- 取組 2 育児休業職員の職場復帰支援
 - ① 育児休業中の職員への情報提供ツールの充実
 - ② 育児休業中の職員と子育て先輩職員による情報交換会の実施
 - ③ 職場復帰前の職員と所属長による面談の実施

- **取組 3 介護と仕事が両立できる環境づくり**
 - ① 支援制度の周知、取得事例の紹介等による職員の理解促進
 - ② 支援制度を気兼ねなく利用できる職場環境づくりの促進
- **取組 4 多様な働き方の推進**
 - ① 在宅勤務及びフレックスタイム制の活用促進

Ⅲ 働きやすい職場の実現

- **取組 1 仕事と自己生活の両立**
 - ① 年次休暇、自己啓発等休業、ボランティア休暇等の取得促進
 - ② 定時退庁日（水曜日・金曜日）、定時退庁週間の設定・推進
 - ③ 家族の絆を深める「家族の日」の設定・推進
- **取組 2 職員間の相互理解・協力の推進**
 - ① 職場会議や研修等を通じた管理・監督職をはじめとする職員の意識改革
 - ② 庁内推進員による働きやすい職場づくりに向けた機運醸成
 - ③ 職員相互の親睦行事を組み入れた「コミュニケーションの日」の設定・推進
- **取組 3 職員の健康管理**
 - ① 健康診断・がん検診、診断結果をふまえた保健指導の実施
 - ② ストレスチェック、メンタルヘルス研修の実施等によるこころの健康対策の実施

2 ワーク・ライフ・バランス（WLB）推進状況の公表

WLB 取組にかかる休暇等制度の取得実績、ひょうご WLB 評価指標[※]等に基づき、WLB の推進状況を政策会議で報告（毎年度）

※ひょうご仕事と生活センターが設定する WLB の状態を客観的に測るための指標

- ・制度を積極的に活用できる組織風土の浸透状況
- ・業務の見直し、効率的な働き方の推進状況
- ・仕事と生活の調和を支援する制度の整備状況
- ・仕事と生活の調和実現の実績数値